

登録商標「ヨーロッパ」不使用取消審決取消請求事件：知財高裁平成 27(行ケ)10032・平成 27 年 9 月 30 日（1 部）判決〈棄却〉

【キーワード】

商標法 50 条（登録 3 年以上の登録商標の不使用）、登録商標の使用（自他商品の識別機能）、書体のみ変更の同一文字の商標等の社会通念上同一と認められる商標

【事案の概要】

1 本件は、被告（真富士屋食品株式会社）が有する商標権について、原告（ザ コカ・コーラ カンパニー）が商標法 50 条に基づき不使用取消審判請求をしたところ、特許庁が審判請求は成り立たないとの審決をしたため、原告が審決の取消を求めた事案である。

2 特許庁における手続の経緯等（争いがない事実又は文中に掲記した証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 被告は、次の商標（以下「本件商標」という）に係る商標権を有している（甲 1）。

登録 第 4 2 2 5 8 2 4 号

商標の構成 「ヨーロッパ」の文字を横書きしてなる。

登録出願日 平成 8 年 1 2 月 1 2 日

設定登録日 平成 1 0 年 1 2 月 2 5 日

指定商品 第 3 0 類「コーヒー及びココア、コーヒー豆、茶、みそ、ウスターソース、ケチャップソース、しょうゆ、食酢、酢の素、そばつゆ、ドレッシング、ホワイトソース、マヨネーズソース、パスタソース、焼肉のたれ、角砂糖、果糖、氷砂糖、砂糖、麦芽糖、はちみつ、ぶどう糖、粉末あめ、水あめ、ごま塩、食塩、すりごま、セロリーソルト、化学調味料、香辛料、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類、食用グルテン、スパゲッティのめん、マカロニ、パスタソース付きのスパゲッティのめん、パスタソース付きのマカロニ、その他の穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ、即席菓子のもと、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、アーモンドペースト、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、氷、アイスクリーム用凝固剤、家庭用食肉軟化剤、ホイップクリーム用安定剤、酒かす」

(2) 原告は、商標法 50 条 1 項に基づき、本件商標の指定商品のうち、「コーヒー及びココア、コーヒー豆」に係る部分について商標登録の取消審判（以下「本件審判」という。）を請求し、その登録が平成 2 6 年 1 月 1 5 日にされた。

(3) 特許庁は、平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日に、「本件審判の請求は、成り立た

ない。」との審決をし（出訴期間として90日を付加），その謄本を，同月23日，原告に送達した。

(4) なお，ハウス食品株式会社は，平成11年4月26日，本件商標の登録につき，商標法3条1項3号及び同法4条1項16号に該当するとして，登録異議を申し立てたものの，特許庁は，本件商標の登録を維持する旨の決定をし，同決定は，同年9月22日に確定した（乙1，2）。

3 審決の理由

審決の理由は，別紙審決書の写しに記載のとおりである。その要旨は，被告は，本件審判の請求の登録前3年以内である平成25年1月16日及び同年12月5日に，日本国内において，取消請求に係る指定商品「コーヒー及びココア」の範ちゅうに属する「インスタントコーヒー」（以下「本件商品」という。）の包装袋（以下「本件包装袋」という。）の表面に，別紙目録のとおり，「ヨーロッパ」と「コーヒー」を二段に表示し，「ヨーロッパ」の「ン」の文字の右斜め上に小さく®記号が付されている標章を使用しているところ，このうち「ヨーロッパ」の標章が，®記号が付されており，本件商標と社会通念上同一の商標と認められるから，被告は，「ヨーロッパ」の商標を付した本件商品を譲渡しており（商標法2条3項2号。以下，商標法を単に「法」という。），これにより本件商標と社会通念上同一と認められる商標を商標権者が使用していたことを証明したものと認められるというものである。

4 本件の争点は，① 被告の本件包装袋における「ヨーロッパ」標章の使用が自他商品識別機能を有する商標としての使用と認められるか，② 被告が，本件包装袋において，本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用したかである。

【判 断】

当裁判所も，本件商標の商標権者である被告による本件商品における「ヨーロッパ コーヒー」商標の使用は，本件審判請求の予告登録がされた平成26年1月15日から遡って3年以内における，自他商品識別機能を有する商標の使用であり，かつ，本件商標と社会通念上同一と認められる商標の使用と認められると判断する。

その理由は，次のとおりである。

1 認定事実

証拠（文中又は段落末尾に掲記）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1) 本件商品は，インスタントコーヒーであって，本件包装袋の表面には，別紙目録のとおり，上段に「ヨーロッパ」の文字，下段に「コーヒー」の文字が同じ書体，同じ大きさの文字で，近接して二段に表記され，「ヨーロッパ」の「ン」の文字の右上に小さく®記号が付され（以下，この標章を「「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章」ともいう。），また，「コーヒー」

の文字の下に、「無糖」，「お湯を注ぐだけ」の文字とコーヒーの入ったカップ等の図形が表示されている。なお，本件包装袋の裏面には，「品名」「原材料名」等の記載しかない。（甲４８の１）

(2)ア 本件商品は，被告の運営するインターネット上の販売サイトにおいて販売されている（甲３）。

イ 被告は，エスエステクナ株式会社に対し，平成２５年９月３０日，上記(1)のとおりの表示のある本件包装袋の印刷を注文し，同包装袋は，同年１０月１５日及び同月２１日に納品された（甲４８の３，４８の４）。

ウ 被告は，ネットショッピングによって，A（納品日・平成２５年１１月１６日）及びB（納品日・平成２５年１２月５日）に対し，本件包装袋を使用した本件商品を販売した（甲４９及び５０の各１ないし３）。

(3) 上記認定事実によれば，本件審判請求の予告登録がされた平成２６年１月１５日から遡って３年以内である平成２５年１１月１６日及び同年１２月５日に，被告は，日本国内において本件商標の指定商品である「コーヒー及びココア，コーヒー豆」に含まれる本件商品の包装袋に，「ヨーロピアン コーヒー」の二段書き標章を表示して，これを販売したことが認められる（なお，Bが原告の子会社の１００％子会社の法務部所属の従業員であり，本件審判の調査のために本件商品を購入したとしても，被告がこの頃本件商品を販売していたとの前記事実認定に何ら影響するわけではない。）。

２ 本件包装袋における「ヨーロピアン コーヒー」の二段書き標章の使用は，自他商品の識別機能を有する商標としての使用と認められるか。

(1) カタカナの「ヨーロピアン」は，「ヨーロッパに関するさま，ヨーロッパ人に関するさま」を意味する語であり（甲４），英語の「European」は，「ヨーロッパの」，「ヨーロッパ人の」を意味する語である（甲５）。

そして，コーヒーやコーヒー豆については，その取引者等により「ヨーロピアンスタイル」，「ヨーロピアンタイプ」，「ヨーロピアンテイスト」，「ヨーロピアンブレンド」，「ヨーロピアンロースト」あるいは「ヨーロピアン」などの表示や表現が用いられることが多く，これらは，いずれも深煎りの豆を使用したコーヒー，苦味が強いコーヒー又はコクが強いコーヒーというコーヒーの味等の品質等を示すものとして使用されている。また，コーヒーの一般の需要者も，これを受けて，「ヨーロピアン」の語が「深煎りの」とか「苦味が強い」「コクが強い」コーヒーとの意味であると理解する者もいれば，中にはより漠然と「ヨーロッパ風のコーヒー」などと理解する者もいるものと推認されるところである。（甲６ないし４０，６４，６５，８２ないし１４１，乙４）

そして，「ヨーロピアン」の文字をコーヒーあるいはコーヒー豆に使用している例としては，例えば，ベルギーのロンバウツが「ROMBOUTS」商標を付して販売している３種類のコーヒー豆には，それぞれ「ロイヤル」「マイルド」「ヨーロピアン」の３種類の品質を表す表示が付されており，また，オ

フィスリングが「A4カフェ12」商標を付して販売している3種類のコーヒー豆には、それぞれ「マイルド」「シアトル」「ヨーロッパ」の3種類の品質を表す表示が付されており、さらに、UCC FOODSが「UCC」の商標を付して販売しているコーヒー豆には、「ROYAL EUROPEAN」がその品質を表す表示として付されており、さらにまた、キーコーヒー株式会社が「KEY COFFEE」の商標を付して販売しているコーヒー豆には、「ヨーロッパンリッチ」あるいは「ヨーロッパンテイスト」がその品質を表す表示として付されており、そして、原告が「GEORGIA」のブランドを付して販売している缶コーヒーには、「EUROPEAN」との表示がそのコーヒーの風味（品質）を表すものとして表示されている例がある（甲28, 30, 65, 83, 90, 乙4）。

このような例について考察すると、「ヨーロッパン」の語は、他の自他商品識別機能が強い商標と併用されてコーヒーやコーヒー豆に使用されている場合には、単にコーヒーの品質を表示するだけであり、自他商品識別機能を有する商標として使用されているものとは認めることはできない場合が多い、ということができる。

(2) これに対し、本件包装袋には「ヨーロッパン コーヒー」の二段書き標章が付されていることは前記認定のとおりである。本件包装袋には、このほかに、「無糖」、「お湯を注ぐだけ」との表示と「ホットコーヒーが入ったコーヒーカップの図柄」とが表示されているだけであり、これらが本件商品の品質や内容の単なる説明であって、商標として表示されているものではないことは明らかであり、本件商品には、ほかに自他商品識別機能を有する商標は使用されていない。そして、本件包装袋における「ヨーロッパン コーヒー」の二段書き標章は、いずれも同じ書体で同じ大きさの文字で、他の文字に比べると大きく、包装袋の表面上部の目立つ位置に表示され、さらに®記号が付されて表示されているものである。これらの本件包装袋における上記標章の表示態様や、®記号が登録商標であることを示す記号として広く使用されていることを考慮すると、取引者及び需要者は、本件包装袋における「ヨーロッパン コーヒー」の二段書き標章が、本件商品の商標として本件包装袋に表示されていると認識し、理解するほかなく、その観念も「ヨーロッパ風のコーヒー」とかあるいは「深煎りの豆を使用したコーヒー」、「苦味が強いコーヒー」又は「コクが強いコーヒー」として認識されるものと認められる。

(3) 以上によれば、「ヨーロッパン」との標章は、コーヒーあるいはコーヒー豆に使用されている場合は、ほかに強い自他商品識別機能を有する商標と併用されているときには、単なる品質を表示するものとして使用されていると解される場合が多いものの、本件包装袋における「ヨーロッパン コーヒー」の二段書き標章のように、他の自他商品識別機能の強い商標と併用されることなく、単独で使用され、かつ、他の文字に比べると大きく、商品の目立つ位置に表示され、さらに®記号が付されて表示されているときには、それ程強いもの

ではないけれども、一応自他商品識別機能を有する商標として使用されているものと認められる。

(4) 原告は、本件包装袋における「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章ないしその中の「ヨーロッパ」との表示は、当該商品が、深煎りの豆を使用したコーヒーであるなどというコーヒーの味等の品質を有するインスタントコーヒーであると認識されるものであり、自他商品を識別する機能を有する商標としての使用とは認められない、と主張する。

しかし、「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章からは、「ヨーロッパ風のコーヒー」とか深煎りの豆を使用したコーヒー等の観念が生じるとしても、本件包装袋には、同標章のほかには、自他商品識別機能を有する商標として表示されたものはないだけでなく、「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章は、他の文字に比べると大きく、本件包装袋の表面上部の目立つ位置に表示され、さらに®記号が付されて表示されているのであるから、同商標に一応の自他商品識別機能があることは前記認定のとおりである。したがって、本件包装袋における「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章の使用を自他商品識別機能のない商標としての使用であるとまでいうことはできず、原告の主張を採用することはできない。

3 本件包装袋に使用された「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章は、本件商標と社会通念上同一の商標であるか。

法50条1項は、登録商標の使用について、「書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標」の「使用」と規定している。

法は、不使用登録商標を徒に許容することにより、他者の商標選択の範囲を不当に狭めるとの弊害が生じることを防止するために、登録商標と社会通念上同一の商標の使用をしていないときに、不使用登録商標取消審判の制度を設けている。このような同規定の趣旨に照らし、本件包装袋に使用されている「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章が本件商標と社会通念上同一の商標といえるかについて、次に判断する。

一般に、自他商品識別機能を有する登録商標を指定商品に使用する場合、その登録商標に加えて、自他商品識別機能を奏さない商品名等の文字を加えて表示しても、その付加された標章は自他商品識別機能を奏さないのが通常であるから、この場合も、登録商標を単独で使用した場合と同様に、登録商標と社会通念上同一の商標の使用と解すべき場合は多い。

被告が本件包装袋に使用している「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章についても、「コーヒー」は、本件商品の名称に過ぎないものであるから、自他商品識別機能が全くないことは明らかである。そうすると、本件包装袋に使用された「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章に一応の自他商品識別

機能があるのは、「ヨーロッパ」の標章によるものである。よって、本件包装袋における「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章の使用は、「コーヒー」が商品の名称に過ぎない以上、本件商標である「ヨーロッパ」を単独で使用した場合と同様に解することができ、本件商標と社会通念上同一の商標の使用であると解すべきである。

原告は、取引者及び需要者は本件包装袋における「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章を一連一体のものとして認識し、把握するものであって、「ヨーロッパ」のみを分離して認識し、把握するものではないと主張する。しかし、取引者及び需要者は本件包装袋における「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章を一連一体のものとして認識し、把握するとしても、コーヒーという商品にコーヒーという標章を付しても自他商品識別機能はないのであるから、本件包装袋における「ヨーロッパ コーヒー」の二段書き標章の使用は、社会通念上、「ヨーロッパ」商標の使用と同視することができるものであることは前記のとおりである。原告の主張は採用することができない。

4 結論

以上によれば、被告は、本件審判請求の登録前3年以内に日本国内においてその指定商品であるコーヒー等について本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用したことを証明したとする審決の判断に誤りはなく、原告が主張する取消事由はいずれも理由がない。よって、原告の本件請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 「ヨーロッパ」という地域名称的な文字標章が、第30類に属するコーヒーその他の商品について商標登録されていたことは商標公報で確認するまでは、筆者は全く知らなかった。

この文字標章は、英語の“European”のカタカナ文字であるところ、ヨーロッパ風とかヨーロッパ味とかの意味がある言葉であることは、通常の日本人でも承知している単語であるから、その指定商品中の例えばコーヒーについて言えば、アメリカ人向けや日本人向けとは違う味わいのあるコーヒーのことをいうのだろうと思う。

この標準語に近い単語が商標登録されたことは、商品の産地や品質を想起する文字標章であることから、商標法3条1項2号に該当するものなのではないかと思うが、原告は、本件商標に対する登録無効審判請求ではなく、不使用取消審判請求をしたのである。その結果、審判部は、被告（商標権者）から提出された証拠によって、本件審判請求の登録前3年以内に日本国内で「インスタントコーヒー」の包装袋の表面に、別紙目録のとおり、「ヨーロッパ」と「コーヒー」を2段に表示し、「ヨーロッパ」の「ン」文字の右斜め上に、®記号を付している標章を使用していることから、この文字書体は、本件商標と社会通念上同一の商標と認められる商標を商標権者（被請求人）が使用していたことを証明して

いると認定し、不使用には該当しないと判断したのである。

2. 裁判所における争点は2つあり、①本件包装袋における「ヨーロピアン」標章の使用が、自他商品の識別機能を有する商標としての使用と認められるか、②被告は、本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していたかである。

このうち、争点①について裁判所は、本件商標は、他の自他商品識別機能の強い商標と併用されることなく、「単独で使用され、かつ、他の文字に比べると大きく、商品の目立つ位置に表示され、さらには®記号が付されて表示されているときには、それ程強いものではないけれども、一応自他商品識別機能を有する商品として使用されているものと認められる」と認定した次第である。これは、裁判所としては、より強い自他商品の識別機能を有する標章の表示の併用を希望していたが、その事実は包装袋上には認められないので、自他商品の識別力は比較的弱い標章ではあるが、渋々認めざるを得ないという思いが表れている認定である。

3. 争点②について裁判所は、法50条1項の()内に規定されている「書体」と「社会通念」の用語を引用しているが、書体とは英語のTypefaceやTypefontのことをいうから、今日多くの新書体が創作されている事実を反映している概念である。ところが、商標登録出願の願書上に文字標準を記載する場合、「標準文字」とはどのような文字書体のことをいうのか不明である。

基本を明朝体としても、今日、いろいろな新書体が創作されていることは、例えば各新聞社が使用している書体にはそれぞれ若干の違いが見られるのである。アルファベットについても同様のことがいえるから、特許庁には「標準文字」の用語を定義してもらいたい、前記法50条1項の()書きのような記載でもよいだろう。

4. 余談であるが、筆者はかつて、指定商品「ワイン」について「オリンピック」という名称の登録商標を取得代理したことがあり、これは現在でも勝沼のワイン会社が使用している商標である。

[牛木 理一]

[別 紙 目 録]



[本 件 登 録 商 標]

(111) 商 標 第4225824号

(151) 登 録 日 平成10年(1998)12月25日

(540)

ヨーロピアン

(450) 発 行 日 平成11年(1999)2月25日

(210) 出願番号 商願平 8-140300

(220) 出 願 日 平成 8 年(1996)12月12日

(732) 商標権者 真富士屋食品株式会社
静岡県静岡市中野新田123番地

(740) 代 理 人 弁理士 加藤 静富 外3名

(500) 商品及び役務の区分の数 1

(511)(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

30 コーヒー及びココア、コーヒー豆、茶、みそ、ウスターソース、ケチャップソース、しょうゆ、食酢、酢の素、そばつゆ、ドレッシング、ホワイトソース、マヨネーズソース、パスタソース、焼肉のたれ、角砂糖、果糖、氷砂糖、砂糖、麦芽糖、はちみつ、ぶどう糖、粉末あめ、水あめ、ごま塩、食塩、すりごま、セロリソルト、化学調味料、香辛料、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類、食用グルテン、スパゲッティのめん、マカロニ、パスタソース付きのスパゲッティのめん、パスタソース付きのマカロニ、その他の穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ、即席菓子のもと、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、アーモンドペースト、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、氷、アイスクリーム用凝固剤、家庭用食肉軟化剤、ホイップクリーム用安定剤、酒かす

審査官 今井 信治